平成２１年（フ）第４２４９号
大阪市平野区西脇２丁目８番22―608号
債務者　三浦　和美
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２５３号
大阪市北区紅梅町６番16―202号
債務者　小林　幸樹
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２８７号
大阪府茨木市星見町20―23　ラフィーネ302号、住民票上の住所大阪府高槻市登町12番Ａ３―309号
債務者　田邊　　操
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２９２号
大阪府摂津市鳥飼西３丁目６番２－７号
債務者　川勝　　孝
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３２２号
大阪市北区神山町９番24―201号
債務者　中川　和彦
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３３０号
大阪府高槻市登町43番１号
債務者　松木　健治
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３３２号
大阪市平野区平野西５丁目５番24号　コーポ岩永101
債務者　松本　奈郁
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３８８号
大阪府寝屋川市成田東が丘14番１号
債務者　木村　恵子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３９２号
大阪市西区江戸堀２丁目６番37―901号
債務者　奥井　陽司
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３９５号
大阪市浪速区日本橋東２丁目１番９号
債務者　山地　智美（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４０２号
大阪府高槻市唐崎中１丁目９番２号
債務者　木戸　信子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４８０号
大阪市東淀川区淡路５丁目18番１号
債務者　松山　啓子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４９３号
大阪市東住吉区湯里６丁目３番３―315号
債務者　橋本　清之
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５０９号
大阪市北区豊崎２丁目６番24号　山田方
債務者　木村キヨ子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５１８号
大阪府門真市東江端町11番１－２Ｄ号
債務者　岩永やよい
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５２０号
大阪市淀川区宮原１丁目14番８号　新大阪グランメール703号
債務者　笹本　孝幸
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５２６号
大阪市淀川区木川西４丁目３番19―703号
債務者　平島　淳三
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５３２号
大阪市西成区天下茶屋１－２―13　朝日プラザ天下茶屋Ⅱ210号室、住民票上の住所大阪市西成区橘３丁目２番13号
債務者　竹内　明子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部